

KSKR

奈良県自閉症協会 NEWS

No.270

2021
Feb.

2

きずな

The Kiyuna

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人：
関西障害者定期刊行物協会
編集人：奈良県自閉症協会
支部長&事務局：河村舟二
〒639-1005
大和郡山市矢田山町 84-10
購読料1部 100円
会員は会費に含まれています。

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

みなさまお変わりございませんでしょうか。まだまだ、世界中で新型コロナウイルス感染が拡大しており、私たちの生活に様々な影響が出てきています。そんな中、2021年(令和3年)2月13日23時7分頃、福島県沖を震源としてマグニチュード7.3の地震が発生しました。宮城県と福島県で最大震度6強を観測したようです。地震の起きやすい地形に

ある日本にとっては避けられないことなのですが、コロナ禍での重なる災害は弱り目に祟り目です。しかし、SNSやネットによると、地震の強度に比べ被害が少なかったことに世界の人々は不思議がったり、驚いているようでした。この地震に関しては2月14日付で、「避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について」がだされています。私たちの住

む奈良県でもいつ遭遇するか分かりませんので、是非検討しておきたい事項だと思いました。

奈良県自閉症協会としても自閉症の人たちへの災害時の備えや対応について、検討しておきたいと思えますので、みなさまからのご意見や要望、そして、今後の活動へのご協力をよろしく願います。

(河村)

グループホーム懇談会概要報告 (2021.1.27)

グループホームに関係する団体の懇談会がZOOMで開催され参加しましたので、ポイントを報告します。

(日時) 2021.1.27 (木)
14:00~16:00

- 1. 各団体が厚生労働省とのやり取りで得た情報のポイント
<グループホーム学会 光増代表>
(1) 夜間支援1(夜勤)の報酬の考え方が変わる見通しである。(区分により差をつける)
(2) 重度加算について、重度の加算は区分6で重度包括の多少だけとなっているが、区分4まで広げようように要望してきた。
<DPI 日本会議 古田議長>
(1) 労基局からは、GH内での手待時間と休憩時間を明確に分ける必

要があると言われている。まずは、Q&Aで「手待時間と休憩時間の考え方」を整理し、その後どうしても必要であれば、また考えていくという順番となり、直ちに省令改定ということにはならない。

寝る前にトイレを済ませておけば1時間くらい休憩時間を作れるのではないかというような考もあるようだが、それは問題がある。

(2) 報酬を決めるための算定について、厚労省は時給1,000円程度で見積もっている。

- 2. 提起した意見 (津田)
(1) すべての利用者に寝る前にトイレを済ませてもらうことで、職員の休憩時間を作れるのではないかという考えは、とんでもない。
(2) 親や本人に、休憩時間は緊急対応以外の対応をしないという理解をとったらどうかという考えも、とんでもない。

(3) 時給1,000円でパートやアルバイトで夜勤の職員を雇用できるのではという考えは問題。夜間は一人勤務となり、信頼のおける職員が必要。誰でもいいということではない。

3. グループホーム学会の光増代表より提案

厚労省に出す要求の案を作るので、各団体からも同様の趣旨で出してほしい。

以上

2021.2.2
静岡県自閉症協会
会長 津田明雄



放課後等デイサービス事業の改定について

日本自閉症協会の役員メーリングリストを通じて、静岡の津田さんから、放課後等デイサービス事業の改定についての情報がありました。みなさまも意見がありましたらお知らせください。(河村)

みなさま…ご存知の方も多いことと思いますが、障害福祉サービスの報酬改定の案が厚生労働省から示されました。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16573.html
この中の、問題の整理と要望をまとめましたので、ご参考までにお送り申し上げます。日本自閉症協会としてご検討いただき、要望をさせていただくことを希望いたしております。今回の改定では、質の高い(例えば手厚い職員体制で、自閉症につ

いて理解できる職員を育成してきた事業所)の経営が苦しくなる可能性があります。全体に報酬が下げられていますので、成り立たなくなり、閉じる事業所もでてくるかもしれません。(個々の事情はわかりませんが)放課後等デイサービスは単なる託児ではなく、療育機関としての役割も果たすことができる重要な制度ですが、改定の都度、自閉症スペクトラムの特性を持つ人のために、質の高い療育を行う事業者が苦しくなるような改定がされています。

ニュースにもありますが、放課後等デイサービスの事業者の不正請求やTVを見せるだけなど、内容についての問題指摘もされています。儲かるからと、参入する事業者も増えており、厚生労働省としては、この対策が必要となっていることが今回の改定案にも表れていると理解をしています。しかし、結果として質の

高い事業者が苦しくなり、本当に必要な質の向上が図れないような案となっています。各地で、いろいろな視点からの問題もあるかと思えます。意見交換ができれば、ありがたく思います。また、改定案の修正に向けて、検討いただき、協力して取り組むことができそうですれば、ありがたく存じます。

津田明雄



厚生労働省から、福島県沖を震源とする地震発生に関して、「避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について」が発出されています。(R3年2月14 厚労省による福島県宛ての文書)

令和3年福島県沖を震源とする地震の対応につきましては、必要な支援の確保等、障害児者の支援に各種ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。標記の災害発生等により避難所等で生活する障害児者とそのご家族への支援に当たっては、障害特性等により特段の配慮が必要となることから、別添の内容に留意していただきますよう、よろしくお願いたします。また、管内市町村及び障害福祉関係機関等への周知をお願いいたします。

シネマ“#自閉症”～この春公開の映画2作品
(いずれも京都・大阪・兵庫で上映館あり)

①「旅立つ息子へ」

映画『Here We Are』が『旅立つ息子へ』の邦題で、3月26日から東京・TOHO シネマズ シャンテほか全国で公開。あわせて場面写真が公開された。

『第73回カンヌ国際映画祭』に正式出品された同作の主人公は、売れっ子のグラフィックデザイナーを引退し、自閉症スペクトラムを抱える20歳のひとり息子・ウリと田舎町で2人暮らししているアハロン。別居中の妻・タマラがウリの将来を心配して全寮制の特別支援施設への入所を決めるが、父との別れにウリがパニックを起こしたことをきっかけに、2人が逃避行をするというあらすじだ。脚本を担当したダナ・イディシスの父親と自閉症スペクトラムを抱える弟の関係をモデルに制作。劇中では、弟のお気に入りだというチャールズ・チャップリンの『キッド』のオマージュも描かれている。

ウリ役のノアム・インベルはオーディションでこの役を勝ち取り、演技が『ギルバート・グレイブ』のレオナルド・ディカプリオの再来を彷彿させると話題になっているという。

『旅立つ息子へ』©2020 Spiro Films LTD.

放課後等デイサービスの課題と改定案についての問題と要望

1. これまでの問題意識と取り組み

- (1) 放課後等デイサービス事業は、事業の内容が託児的などころから、専門的な療育に取り組んでいるところまで大きな幅があります。なお、このようなことを評価して報酬へ反映させることが難しく、さまざまな検討が行われてきました。
- (2) 前回の改定では利用者の重度判定により区分1と区分2に分け、重度の利用者の多い事業所の報酬が高くなる制度への改定が行われました。
- (3) また、職員を基準よりも手厚い配置で運営すると報酬の加算がされる制度に、職員の質に関する基準が設けられました。（児童指導員の資格要件の見直しや心理指導担当職員の要件整理なども実施）

2. 前回の改定による課題を認識した今回の改定案

- (1) 前回の改定で重度判定の児童が50%以上であれば高い報酬に、僅かでも下回れば大幅に報酬が低い報酬となりましたが、この差が大きすぎることが指摘されました。
- (2) 今回の改定では重度判定の児童が50%以上であるかどうかではなく、何人いるかで、人数により報酬の加算を行う方式として前項の問題への対応が行われました。
- (3) 職員を基準以上に配置した場合、児童指導員であれば手厚い体制であることが認められ加算を受けることができましたが、今回は1人目は児童指導員加配加算で従来と同資格ですが（単価は300円/日減額）、2人目は専門的支援加算となり児童指導員では加配を受けられないこととなりました。専門的支援加算の対象は次の資格に限定されました。

「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」

「心理指導担当職員」「国リハ資格障害学科履修者」

3. 改善要望

「専門的支援加算」に、次を加える。

児童指導員、保育士、幼稚園教諭、学校教諭などの資格を有し、あるいは強度行動障害支援者養成研修を受けたもので、この条件に該当した後、2年以上「自閉症スペクトラム」「ADHD」「知的障害」などの特性のある児童の支援経験のある者。

4. 改善要望の理由

- (1) 当事業は「自閉症スペクトラム」「ADHD」「知的障害」などの障害特性を持つ児童の利用が多く、また、重度判定の基準として掲げられている項目にも、これらの特性を持つ児童に関係するものが増えてきています。この専門性を持つ職員が必要です。
- (2) 今回「専門的支援加算」で指定された資格は、このような児童が遊び、学ぶ場における指導についての高い専門性を有しているものではありません。前項に記載の特性を持つ児童に適切に対応できる人材を基準に加えていただくことが必要です。
- (3) 「自閉症スペクトラム」「ADHD」「知的障害」などの特性のある児童に関する支援についての公的な資格の制度はなく、これまでは児童指導員がこのような児童に対する支援の専門性がある者として扱われ、事業所では、児童指導員に対して研修を受講させたり、経験を積ませるなどで適切な支援ができる人材を育て確保してきたものと考えます。
- (4) 強度行動障害支援者養成研修については、自閉症スペクトラムや重度の知的障害の特性を持つ人の支援について学んでおり、対象として加えることが適切であると考えます。
- (5) 将来は、強度行動障害に限定せず、幅を広げて「自閉症スペクトラム」「ADHD」「知的障害」の特性を持つ人への支援に関する研修を実施し、明確な資格がないことについて補っていくことも一つの方法と考えます。

<補足>

■専門的支援加算の対象として示された資格について（およその認識です）

○理学療法士

病気や怪我、老衰、障がいなどの原因で運動機能が低下した人に対して、運動や温熱、電機、光線といった物理的手法により機能改善を図る専門家。

○作業療法士

病気や怪我で障がいが生じた方に対して、「作業」によるリハビリテーションを通して、日常生活に必要な能力の回復・維持を図る専門家。

○言語聴覚士

「話す」「聞く」「食べる」といった機能に課題を抱える人に対して、専門的な評価やリハビリなどを行うことにより、社会復帰や自分らしい生活ができるよう支援する。

○心理指導担当職員

心理学は、心と行動の関係について科学的な手法で研究する学問。

○国リハ視覚障害学科履修者

視覚障害の方の支援について学んでいます。

※ これらの資格はいずれも自閉症スペクトラムや知的障害の特性を持つ人の支援についての専門性はありません。（勉強している方もおられますが）

※ 例えば、言語聴覚士は言葉の発達の遅れがある人も、言語教室などで学んでいるケースがありますが、自閉症スペクトラムの特性を持つ人は、言語だけではなく社会性や興味の偏りなどの課題を抱えており、言葉を覚えればよいというものではありません。言葉を持つ子どもが、他の子どもとトラブルを起こすことも少なくないのが現実です。

※ 自閉症スペクトラムの診断がつかず ADHD の診断の児童もいるため ADHD を加えた。

※ 発表された内容から判断して作成しました。細部の理解に違いがある可能性があります。

■今回の改定の問題（補足）

(1) 現実に質の高い事業を行っているところの経営が厳しくなることが懸念されます

○ 前回の改定でも、利用している児童の重度判定がされずに軽度とされた人が多い事業所では、質の高い支援をするために手厚い人員体制をとっていたところの経営が苦しくなっています。職員を減らせば赤字を免れるということでは、支援の質が低下します。

○ 今回の改定では、重度判定がされた事業者についても、専門的支援加算の対象とならなければ、手厚い人員配置をとっていた事業所は大幅に減収となります。

(2) 専門的支援加算の対象とならなかった場合、定員 10 人で区分 2（重度判定の児童が 50% 未満）の事業所で職員を一人手厚い状態で運営していた事業所は年収が 96 万円程度、定員 10 人で区分 1 で職員を 2 人手厚い状態で運営していた事業所では年収が 580 万円程度減る可能性があります。（毎日 10 人の利用者がいて、月 20 日営業）

なお、新設の個別サポート加算が 5 人/日算定できると年間 120 万円程度の収入となる。

(3) 減収をさけるために、今回国が指定した資格の人を雇用すれば、前項の試算よりも収入が 450 万円程度増えることとなります。どの資格の人でも確保できれば、収入を増やすことができます。一方、TEACCH や ABA などをはじめ、自閉症について学び経験を積んできた職員がいても、評価されず収入は大幅に減ってしまいます。

(4) これで潰れる事業所がでてきて、困るご家庭があるかもしれません。

2021.2.10

静岡兼自閉症協会

会長 津田明雄

精神障害と事件報道に関する メディアへの提案

公益社団法人

日本精神保健福祉士協会

2020年10月30日

大きな事件が起きると、容疑者について、精神科の入通院歴、診断名、福祉制度の利用などが報道されることがあります。これは深刻な影響をもたらしています。

大阪教育大付属池田小学校事件（2001年6月）、相模原障害者施設殺傷事件（2016年7月）は現在も重大な影響を及ぼしています。昨年（2019年）は川崎市登戸の通り魔事件（5月）、大阪府吹田市の警官襲撃拳銃強奪事件（6月）、京都アニメーション放火殺人事件（7月）がありました。本協会は、精神障害者の人権を守るとともに、すべての人が共によりよい生活をできる社会を

めざして活動しています。その立場から、事件報道に関する提案をまとめました。望ましい報道のあり方を共に探るため、メディアの仕事に携わる方々に意見交換を呼びかけます。

【1】報道がもたらす否定的な影響を認識してください。

容疑者の精神的な病気や障害に言及する事件報道は、精神障害をもつ当事者や家族に直接の影響を及ぼします。過去の大きな事件では、報道を見聞きした結果、「自分も事件を起こすのだろうか」「世間から白い目で見られるかも」といった不安が高まり、病状が悪化した、外出できなくなった、自ら命を絶ってしまった、といったケースが報告されています。また、そうした事件報道は、精神障害者を危険視するマイナスイメージをもたらし、社会に存在する偏見や差別を広げます。その事件と

は全く関係のない数多くの当事者、家族が、とぼっちりで不利益を受けます。勤務先を解雇される、地域に居づらくなる、福祉の就労事業所や入所施設などが運営しにくくなる、住まいや仕事を見つけにくくなる、といった事態にもつながります。さらに、偏見の拡大は、必要な精神科医療の受診を妨げます。障害年金、生活保護、障害者手当などの社会保障制度や障害福祉サービスを容疑者が利用していたと報道されると、当事者や家族は、それらの利用を避けがちになります。よけいに生活しづらくなり、病状が悪化するおそれがあります。ひきこもりも同様です。否定的なイメージが広がると、よけいに抜け出すのが困難になります。また、薬物やアルコール、ギャンブルなどの依存症に対して、自己責任論に立った過剰なバッシングが見受けられます。それは偏見と社会的排

除を強め、かえって治療や回復を妨げてしまいます。

【2】入通院歴、病名、服薬歴、社会保障・福祉の利用などは、犯行との関係が明確になっていない段階では、伝えるのを控えてください。それらを伝えることは、否定的な影響を及ぼすだけでなく、はたして「真実」の報道になるのかという問題があります。たとえ、容疑者が過去、精神科に入通院したことがあり、何らかの診断名を付けられたことがあったとしても、その内容が真実とは限りません。精神科は医師によって診断が食い違うことは珍しくありません。本格的な精神鑑定でも結論はしばしば異なります。池田小事件の裁判では、医師が保険請求のための病名を付けたことや、本人が病気を装っていたことが明らかになりました。事件報道でメディアは、犯行に関係があるかもしれないことを取

材で知ると、とりあえず「事実」として伝えることが多いのですが、その時点では、本当に因果関係があるかどうかはわかりません。後になって診断が不適切だった、あるいは犯行とは関係がなかったとわかれば、結果的に誤報になってしまいます。結果的に間違ったことや関係のないことを伝えて、否定的な影響を及ぼしたことになるのです。ところが、後から別の情報を伝えても、いったん社会に広がったイメージはなかなか変わりません。初期報道の影響、とりわけ見出しの影響は圧倒的に大きいのです。そのことを考えて、犯行との関係がほぼ明確になるまでは、あえて伝えないという選択をさせていただけないでしょうか。精神科の入通院歴や病名については、すでに報道各社の社内指針で、慎重な扱いを定めていることが多いようです。また裁判員裁判の導入後、事件

の性質や容疑者の人物像について、予断を与える報道をしないことが求められています。

【3】社会的な背景や課題を掘り下げてください。

かりに精神障害が犯行につながっていた場合でも、病気・障害のせいで片付けないでください。個人が何らかの行動に至る背景には、生まれ育った環境、他の障害、家族との関係、貧困、孤立、地域の状況なども関係します。医療のあり方、社会保障や福祉に関する情報不足、行政の対応の不備、社会の風潮といった様々な要因もあります。そういった背景要因は刑事事件の捜査や裁判では、焦点を当てられることが少なく、それらを指摘する報道がもっとあって欲しいと考えます。多角的に取材して掘り下げ、とりわけ社会的な問題のありかや教訓を明らかにしてください。

【4】 偏見・差別を減らす努力をしてください。
 精神障害のほとんどは、治療や生活環境の調整によって治癒、回復、症状コントロールが可能です。病院ではなく地域生活を営んでいる人、障害を持ちながら働いている人は大勢います。精神障害者が刑事事件を起こす率は、一般の人に比べて低いものです。また、大多数の精神障害者は、事件と関係がありません。何らかの категория に属する人々を危険な存在とみなすこと、そういう印象を与えることは、偏見・差別にあたります（例えば外国人や特定の宗教の場合も同様）。以上の点について報道の際、意識的にコメントを付け加えてください。精神障害者は危ない、閉じ込めろ、隔離せよ、といった社会的雰囲気をつくらないう、注意してください。出演者や識者のコメント、近所の人への取材、

街の声を拾ったときなどに、そういう発言があった場合でも、それらは削除して、伝えないでください。問題のある発言をそのまま伝えたら、報道機関が偏見・差別に加担することになります。精神科医療では長年、病院への隔離収容政策が行われ、その結果、一般市民と精神障害者の接点が少なくなっています。知らない存在、よくわからない存在について人間は、こわいと感じます。そういう反応を減らすため、地域社会で暮らしている当事者の姿と声、そして彼らの意見をぜひ伝えてください。昔と違って、出演できる当事者は全国各地にいます。実名・顔出しできる人も少なくありません。

【5】 コメントーターの選び方を考え直してください。
 刑事事件とメンタルヘルスは、たいへんデリケートなうえ、影響の大きな問題です。専門知識を持たないコ

メンターに不用意に語らせないでください。また、医師や脳科学者の中には、容疑者に接したことがないのに、報道された情報だけで診断名をつける人がいます。これは科学的にも倫理的にも、適切な行動ではありません。一方、刑事事件やメンタルヘルスに関しては、精神医学だけでなく、医療制度、生活、福祉、社会状況などの観点も重要です。コメントする専門家が必要なときは、視野を広げて探してください。精神保健福祉士をはじめとするソーシャルワーカー専門職団体も存在します。

【6】 薬物再使用につながる刺激や自殺の誘発を避ける工夫をしてください。
 たとえば、覚醒剤を使った経験のある人の場合、白い粉、ペットボトルの水、注射器などの映像や写真を見ると、再使用の欲求が高まります。

薬物、アルコール、ギャンブルなどでも、似た問題があります。また、著名人などの自殺で、具体的な自殺の手段が報道されると、自殺を誘発することがあります。

◆意見交換の場を持ちませんか？
 私たちからの意見表明だけで、望ましい報道が実現するわけではありません。メディア側の考え方や現場の実情を知り、よりよい報道のあり方を共同で探っていく必要があります。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、すぐに実現するのは困難かもしれませんが、時期を見てメディア関係者との意見交換会を各地で持ちたいと考えています。新聞、テレビ、ラジオ、通信社の方々や業界団体の方々はもちろん、このテーマに関心を持つ雑誌、出版、ネット、フリーランス、広告などの方々、放送では報道局だけでなく情報番組・教育番組・娯楽番組の制作に関係す

る方々とも意見交換をしたいところです。さらに、精神保健医療福祉に関係する様々な団体（当事者団体を含む）からも参加していただき、それを踏まえて、正式の提言にすることを考えています。東京だけでなく、地方ブロック単位、さらに必要に応じて県単位でも、意見交換会を設定できるとよいでしょう。なお、マスメディアは、社会の中で大きな役割と責任を担っています。今回は事件報道に伴う否定的影響を減らすことがテーマですが、それだけでなく、偏見・差別を積極的になくすための報道、医療・福祉に関する適切な知識普及、精神科医療の改革と社会保障・福祉の充実を促す報道にも期待しています。以上

(注) 令和元年版「犯罪白書」によると、2018年の刑法犯検挙者数は20万6,094人で、これを14歳以上の総人口で割ると0.163%。刑法

犯検のうち精神障害者またはその疑いがあると警察が判断した者は2,695人で、これを2017年「患者調査」にもとづく精神障害者数（受診患者数）で割ると0.064%になる。

【参考になる資料】
 ・新聞研究 2006年9月号 特集「メンタルヘルスの報じ方」
 ・新聞研究 2016年10月号 特集「障害者差別と報道」
 ・新聞研究 2017年10月号 特集「障害者差別と報道再考」
 ・リカバリー全国フォーラム 2019資料集「分科会13 精神科報道ガイドラインを作ろう！」
 ・厚生労働科学研究「普及啓発における当事者の積極的参加とマスメディアによる支援に関する研究」研究班「精神保健福祉ガイドブック 当事者の積極的参加に向けたマスメディアによる支援のために」2008年3月 <http://www.zmhwc.jp/pdf/>

<p>report/2008guidebook.pdf</p> <p>・依存症問題の正しい報道を求めるネットワーク「薬物報道ガイドライン」2017年2月1日 http://izonhodo.net/</p> <p>・世界保健機関 (WHO)「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識」(2017年版、自殺総合対策推進センター訳) https://www.mhlw.go.jp/content/000526937.pdf</p> <p>公益社団法人日本精神保健福祉士協会 事務局 〒160-0015 東京都新宿区大京町2-3-3 四谷オーキッドビル7F TEL.03-5366-3152 FAX.03-5366-2993 E-mail:media@japsw.or.jp</p> <p>[参考資料]</p> <p>本資料は昨年(2019年)の大阪府吹田市の拳銃強奪事件、京都アニメーションの放火事件後に事件報道について本協会に寄せられた当事者</p>	<p>や支援者の声の一部(抜粋・要約)です。提案書と合わせてご一読いただくと幸いです。</p> <p>○ 現在精神疾患を患っていてうつ病の薬を服用しています。日常生活では自分はストレスに弱くすぐ心身に負担がかかり疲れやすい気質で、仕事の面接も通らず働きたいけど働けない状態が続いています。今回のような事件があり精神障害者を今の社会で受け入れてくれるのかという懸念が強まって来ましたが、自分うつ病でも物事に関しては考えることが出来ますし判断の識別も完璧ではないですができると思っています。マスコミ等の報道で精神病があるからと本人から何も言葉が出てきていないのに憶測で物事を判断や関連付けをしないで欲しいと思います。(当事者)</p> <p>○ 担当している方の内科受診同行時、外来受付で渡された問診票に「治</p>	<p>療中の病気」「服薬中の薬」の欄があり、本人がしばらく鉛筆を止めた後「なし」にチェックした。(支援者)</p> <p>○ 70代・80代の親御さんから、引きこもっている子供がいるが、「報道を見て、何かするんじゃないか」「事件を起こすんじゃないか」「自分たちでは、何かあったときに責任が取れない」「何かしたときに、自分たちが責任を問われるんじゃないか」「なかなか病院に行ってくれないが、それは家族が責められることになるのか」といった、新規の相談が事件報道以降、急増した。(支援者)</p> <p>○ 報道を見て、当事者だけでなく、家族も「次はうちかもしれない」という不安と、それによって本人に余計に声をかけられなくなった、本人が怖いというイメージも助長されていると感じる。(支援者)</p> <p>○ 今までも家族の病気や障害のことを隠してきた方々が、さらに周囲</p>
<p>との距離が出来てしまっていると感じる。(支援者)</p> <p>○ 今までは、何とか本人が前向きになって出てきてくれたら、仕事を始めてくれたらと期待して待っていた家族が「何も起こさないでいてくれれば」「外に出て問題を起こすくらいなら、今のまま何もせずに終わって欲しい」「(何か事件を起こす前に)もう殺した方がいいのかもしれない」という発言が聞かれる方もいた。(支援者)</p> <p>○ 当事者よりご家族が気を遣っているように感じるとの話があった。普段なら両親は「今日は作業所へ行かないのか?」と聞くのに事件後は、「朝ごはん食べたか?」など当たり障りのないことを聞くようになった。(支援者) 以上</p>	<p>「公共トイレへの要望ヒアリング」について</p> <p>埼玉県自閉症協会の小材さんから、11月9日に開催された情報をいただきました。当日の参加は、日本自閉症協会今井副会長、神奈川県自閉症協会 事務局長 藤森さん、そして小材さんです。報告は記録を録っていたわけではないので、覚書程度とのことです。(河村)</p> <p>公共トイレへの要望ヒアリング報告 今回のヒアリングの目的は、障害ゆえの困り事や求めている内容の「理由・背景」を聞かせて欲しいということでした。他のいろんな立場の方たちからもヒアリングをなさっているとのことでした。</p> <p>当日は、今井さんが皆さんから出していただいた意見をまとめてくださっていたので、その内容を踏まえながら、ざっくばらんに2時間程</p>	<p>度のヒアリングでした。</p> <p>話のポイントは、3つ。以下にポイントごとに出ている意見を記載します。</p> <p>①公共トイレの情報収集について</p> <p>*外出に際して、出かける前&出先でトイレについて情報集することについて質問がありました。</p> <p>・外出前にトイレの場所を確認するのは「見通し」を持てると安心する為</p> <p>・エアタオルがあると使えない(聴覚過敏)、ウォシュレット便座がない/ある、で使えないことがある為、事前に調べておく など</p> <p>②トイレを使つての困り事</p> <p>○福祉サービスで支援する立場から</p> <p>・異性間介助だと、男女のトイレ内に入ることができない</p> <p>・二人で介助しなければならない場合、スペースがないと困る</p> <p>・オムツを替える場合に、場所によつ</p>

てはオムツ替えベッドが借りられるところもあるので、その場合は何処に声をかければ良いのか分かるようにして欲しいなど

○親、本人の立場から

- ・「非常ベルを押したのは、そこに「押す」と書いてあったから…」⇒これは、押すことでの起きる事象が想像できない・見たことに素直に反応してしまう為
- ・トイレマークの統一を⇒デザインが変わると別物と感じてしまう為
- 操作ボタンの統一を⇒場所によって異なると混乱することも
- *デザインの統一を。それが無理なら、せめて「色」だけでも統一を
- ・自動洗浄が苦手⇒突然のことに驚く
- ・トイレの中の説明文が多過ぎ、操作ボタンが多過ぎ、BGMが流れているなど
- ⇒刺激になるものが多過ぎると何

処を見れば良いのか分からなくなる(情報処理の問題)、また、注意力散漫になり本来の排便に意識が向かなくなる為

- ・洋式トイレだと皮膚が触れることが不潔だと思う為、和式しか使わない⇒極端な思考を持つ人もいるため
- ・和式トイレは使えない⇒経験値が少ないと利用方法が分からない
- ・鍵の掛け方に困る、デザインが凝っていて分かりづらい⇒初めてのことに不安が強い為
- ・エアタオルの音、他人が使用後に流す音が苦手⇒聴覚過敏がある為、突然の変化に弱い為
- ・アンモニア臭が強すぎると使えない⇒嗅覚過敏がある為
- ・芳香剤の匂いが苦手⇒嗅覚過敏がある為
- * 感覚の問題については個人差が非常に大きい
- * Q:最近ではアロマを使っていると

ころもあるが(国土交通省の方から)

A:「臭い」を「匂い」で消すなど余計なこと

③機能分散について どういう風なものがあれば良いのか

*多機能トイレの利用集中を防ぐために、一般トイレに広めの個室を設置したり、多機能トイレに設置されている様々な設備を分散して設置する取り組みが進められていることを踏まえての意見交換

多機能トイレについての困り事は、今井さんの「まとめ」の他に一。車いす利用者から「歩くことができる子がなんでこの多機能トイレを使うのか!」という趣旨のこぼしを投げかけられ、傷ついたという事例が藤森さんから会員さんの声として出ました。外から見えない障害故の困り事です。

これについては、利用者に対しての啓発活動も同時に取り組むべきであ

ると国土交通省の方、主催者側から意見が出ました。

○親、本人の立場から

- ・今の多機能トイレ程の設備は不要
- ・異性間介助の場合は、男女のトイレとは別のところに介助する際に十分な広さ・着替え台、洗面台があると助かる

主催者側から一。

「多機能トイレに関して「良かれと思って」いろんな機能を付けて来た結果、利用者が集中してしまい、本来使うべき人たちが使いづらくなってきているという現状があります。(スペースが広い為に若い女性が「着替え」スペースに使っているケースも) With コロナを踏まえ、非接触で使うことができるものを普及しようと考えていたところ、視覚障害のある方たちから「自分たちは触らないと困る」と意見を言われ、ハッとしました。

やはり、利用する方たちの意見に耳を傾けて取り組むべきだと思いました。」と仰っていました。

今井副会長から「飛行機のトイレが外国の方も使うし、シンプルなのではないか。また、今は何でも自動になってきて、それがかえって子ども達は困っている。Simple is Best!」とのことばで閉められました。

以上



川西町LD研究会 主催

～ 発達障がい理解講座 ～

「当事者、母、支援者として一通り経験したから言えること」

令和3年3月7日(日曜日)

講師 笹森理絵さん



精神保健福祉士

社会福祉士

睡眠健康指導士

受付：13:00～ 開演13:30～

場所：ZOOM オンラインによる講演会

参加費：1,000円 研究会会員：無料

定員：30名 (定員に達し次第 締め切ります)

1970年、兵庫県神戸市生まれ。

32歳の時に発達障害の診断を受ける。3人の息子も、それぞれに発達障害を持っている。

2005年、親子が抱える発達障害の様々な症状を笑いに変えて明るく暮らす様子を綴った

「親子連動型軽度発達障害」で第40回「NHK 障害福祉賞」第一部門優秀賞を受賞。

現在は、当事者、母親、社会福祉士、精神保健福祉士、睡眠健康指導士など多様な視点や資格を活かし、講師・執筆・ピアカウンセラーとして活動の場を広げている。



著作紹介 『育つ力と育てる力 私と三人息子は発達障害です。何か?』

ADHD、アスペルガー症候群、算数学習障害、高機能自閉症、書字障害、自閉症スペクトラム障害「私」と3人息子は発達障害です。でも…いや、だからこそ楽しく暮らしています! 涙が出るほど生きづらくてマンガよりおもしろい自閉症スペクトラムの世界をご案内します。

お問い合わせ 川西町LD研究会 事務局 松村

TEL 0745-43-0257

お申し込みは、①お名前 ②ご住所 ③メールアドレス

④連絡先(日中つながる番号)を明記の上

下記専用アドレスあてに、お申し込み下さい。

申し込み専用メール：kawanisi-ld@iris.eonet.ne.jp

後援：川西町 川西町教育委員会 川西町社会福祉協議会

奈良県発達障害者支援センター「でいあー」

三宅町教育委員会 田原本町教育委員会

協力：川西発達支援の会 / 放課後等デイサービス ステップゆず /



令和3年 川西町LD研究会

2月のお知らせ



2月も半ばとなり、日が長くなって参りました。暖かくなってきて、梅の花 水仙の香りで お散歩の足が弾みます。いよいよ、笹森 理絵さんの講演会の受付も始まりました。お申し込みをお待ちしております。まずは、2月の例会のご案内です。

記

日時：2月20日(土)10:00～12:00
場所：川西文化会館1F 創作室

ご参加に際しましては、検温・マスク着用・手指の消毒等
コロナ感染予防対策に ご協力をお願いいたします。



発達障がい理解講座



日時：令和3年3月7日(日) 13:30～受付13:00～

講師：笹森 理絵 さん 精神保健福祉士 社会福祉士 睡眠健康指導士

演 題：「当事者、母、支援者として
一通り経験したから言えること」

参加費：1000円(当会会員は無料)

参加員：30名(定員になり次第締め切ります)
参加申し込み：
申し込み専用アドレスに、下記の内容をメールでお申し込みください。
後日、参加費のお振り込み先、zoomアドレス等 ご連絡致します。

①お名前②ご住所③メールアドレス④連絡先(日中つながるお電話番号)

申し込み専用アドレス
kawanisi-1d@iris.eonet.ne.jp

お問い合わせは、下記の事務局へお願い致します。

川西町LD研究会 事務局 松村
TEL：0745-43-0257 FAX：0745-43-0119
e-mail：kwns@iris.eonet.ne.jp
http://www.eonet.ne.jp/~nara-kawanisi/



情報コーナー

★小学生ロボコン2021 プログラミングロボット競技会(オンライン)

プログラミンを駆使して、自動ロボットで競技にチャレンジ!

shougakusei.robocon@gmail.com

https://c73cc7d3-1b27-4687-b4f2-e33d0d2f48c1.filesusr.com/

ugd/c7eef8_78df27dd9b43944ae089c137906f5c2275.pdf

競技課題ルールブック・募集要項を保護者様と一緒に読んで!自宅でも競技に

チャレンジ!競技にチャレンジするロボットや自己アビリティを動画撮影して応募!

審査員がロボットとプログラミングを映像審査!

予選会で選出された選手が自宅からオンライン大会出場!

競技ルールについての質問や、参加方法・応募に関するお問合せは

小学生ロボコン事務局 shougakusei.robocon@gmail.com まで

★自閉症協会 映画のご紹介

「僕が飛び跳ねる理由」自閉症作家 東田直樹さんのベストセラーの映画化

https://screenonline.jp/_ct/17426825

4/2 京都アットリノク・大阪なんばパークスネー・大阪ジネアリーナ

4/16 兵庫シネアリーナ

https://screenonline.jp/_ct/17426825?fbclid=IwAR1ag982GDXcwc

Jrw4UGAwpoY_qjZKLvGVkNoVwlbCSj_PiUtnZLL6zSFL4

「旅立つ息子へ」父と自閉症の息子の逃避行～

https://eiga.com/movie/93295/

2020年製作/94分/PG12/イヌエール・イタリア合作

自閉症スペクトラムの息子のために人生をささげる父親と、そんな

父の愛情を受け止める青年の絆を、実話をもとに描いた人間ドラマ

3/26 京都Mobi1・大阪ヌーシヨシネア・ToHo西宮

4/2 兵庫シネアリーナ

★あかるいみらい準備室

～奈良の親と息あど・老い支度 障がい者・引きこもり

当事者等の家族のための相談窓口～

あかるいみらいへ一歩踏み出すために、

まずは一緒に話することからはじめませんか?

http://akarui-mirai.net/odekake/?fbclid=IwAR3rn1qWDr2Qj_2IE7

wCDhoQHtwfsxdl8BzQuX7fIF38heZlbrS48WszoA

お問い合わせ

TEL 050-3579-1642 電話受付：平日9:00～18:00

★あんしん・たのしい!お出かけガイド

まちなび・なら

http://akarui-mirai.net/odekake/?pccat=kurasu

障がいや生きづらさがある方も自分らしく生きる。

余暇を充実させる場、安心して利用できるスポット等をご紹介します

障がいのある子の子育て応援ブックのように「くらす・たべる」「あそぶ」

「つどい」「なおよす」いろんな情報を掲載しております。



常時介護や見守りが必要な重度障害児者のご家族への配慮

救援物資の配給

- 障害者本人の見守りが必要なため、家族が側を離れられず、救援物資を受け取れない等の事態が予想されるため、個別に救援物資を届ける等の配慮をお願いします。
- 障害者本人の代わりにヘルパーが配給の列に並んだ場合でも、救援物資を渡していただくよう配慮をお願いします。

ご家族を支える体制

- 障害者本人の見守りが必要なため、家族が側を離れられず、介助者自身の生活行為ができなかったり、親族の捜索にいけない事態が起きます。一時的に介助を交代できる支援体制についてご配慮をお願いします。

避難所等で生活する障害児者とその家族への支援

車いすを利用する人

- 長時間同じ姿勢でいると体に負担がかかる
→ 車いすを降りてリラックスできるスペースの確保が必要です。
- 着替えやトイレのための移動が難しい
→ 移動せずに着替えやトイレができるように、間仕切りなどを活用したプライバシーの確保に配慮してください。

身体障害者補助犬を使用する人

- 使用者と補助犬を分離せず受け入れた上で、周りの方々に補助犬に対する理解を促進
→ 同伴を拒んではならないことが法律で決まっていることを周知し、理解を求めてください。

聴覚障害者

- 支援のためのニーズを把握
→ 障害の程度（聞こえの状態など）は？
情報の取得方法（手話、文字、補聴器など）は？
- 文字等で必要な情報をしっかりと伝達
→ プラカードやホワイトボード等を使用した視覚的情報だけで分かるよう表示してください。

視覚障害者

- 支援のためのニーズの把握
→ 障害の程度（全盲、弱視など）は？
情報の取得方法（点字、音声、拡大文字など）は？
- 音声で必要な情報をしっかりと伝達
→ 放送やハンドブサイク等を使用して、音声情報だけで分かるような説明に配慮をお願いします。

避難所等で生活する障害児者とその家族への支援

知的障害児者

- 読み書きや計算に困難がある。言葉をうまく使うことができなかったり、理解がゆっくりだったり。複雑な会話や抽象的なことを理解することが苦手
→ たくさんの言葉を使わずにゆっくりと話したり、文字にはルビを振るなどの配慮をお願いします。

精神障害者

- 環境変化のストレスや服薬中断により病状悪化のリスクがある
→ 丁寧に病状、服薬情報を聞き取り、医療機関、保健所等につなげる等の必要な支援への配慮をお願いいたします。

発達障害児者等

- コミュニケーションが不得意な人が多く、初めて体験することへの戸惑いが大きい
→ 指示は紙に書いたり、簡潔な言葉を使うよう配慮をお願いします。
- 不安が強くなるとパニック状態になることもある
→ 本人をよく知る人を見つけて配慮の方法の確認をお願いします。
- 音や光、食べ物のおいなどに敏感で刺激に耐えられない
→ 音を遮断するヘッドフォンやサンダラス、マスクを使用できるようにしてください。

高次脳機能障害者

- (事故などにより脳の機能に障害がある状態)
- 記憶障害や注意障害など外から判別しにくい症状がある
→ 常に見守りが必要なケースもあるので、声がかや聞き取り等ご配慮をお願いします。

医療的ケアを必要とする人

○環境変化による発熱、呼吸状態の悪化等、体調変化を
起こしやすい

- 医療機器（人工呼吸器・吸引器等）の電源の確保の
配慮をお願いします。
- 経鼻経管栄養の場合、液体状の経管栄養剤の確保が
必要となりますので、配慮をお願いします。
- 必要に応じて医療機関への入院や施設等への短期入
所も活用していただくよう配慮をお願いします。

人工肛門・人工膀胱保有者

○ケアバイシーに十分配慮

- 人工肛門・人工膀胱保有者であることを周りに
伝えていない方もいます。
- 同性の担当者が聞き取りに当たるなどケアバイ
シーに十分配慮しながら、ニーズを把握するよ
うにして下さい。
- トイレにペーパーを洗浄する設備がない場合には代
替できる設備設置の配慮をお願いします。

エコノミークラス症候群の予防に

○狭い場所などで、長時間同じ姿勢をとっていると、エコノミークラス症候群を起こす可能性が高まる

- 避難所等で被災者への体操指導等を行う場合、知的障害、精神障害、発達障害をお持ちの人の中には集団で
の活動を苦手とする人がいますので、小集団での体操等の実施にもご配慮をお願いします。

避難所以外で生活している障害児者とご家族への配慮

（避難所以外で生活している障害児者等の把握について）

- 被災地域の自宅や自家用車の中で生活を送っている障害児者やその他の必要なが支
援の情報が届いていない可能性があります。このため、避難所以外で生活している障害児者等の把握に努めていただき、
必要な支援や情報伝達を行えるようにお願いします。

（情報・意思疎通支援の対応について）

- 視覚・聴覚障害者に対しては、特に情報・意思疎通支援が何より重要になります。避難状況等を踏まえ、日頃から支援に携
わっている関係者間で連携して、本人や家族等に対し、点字や音声、文字等による被害状況等の提供、手話通訳者等の派遣
等の情報・意思疎通支援について、視聴覚障害者情報提供施設等と連携し、万全の対応を期すようお願いいたします。

**同一場面における
不当な差別的取扱い／合理的
配慮の提供／環境の整備の
事例**

公共施設を利用したいのだが、車イスを使っているため出入口にある段差を乗り越えることができないので、職員に手伝ってほしい

<不当な差別的取扱い>
⇒ 正当な理由なく障害者の利用を拒む。

<合理的配慮の提供>
⇒ 職員が段差を乗り越える手伝いをする。

⇒ 段差に携帯スロープを架ける。

<環境の整備>

⇒ 携帯スロープを購入する。

⇒ 改修工事により出入口の段差を解消してバリアフリー化する。

申込手続を行うときに、視覚障害があるため自筆では書類に記入することができないので、店員に代筆してほしい。

<不当な差別的取扱い>
⇒ 正当な理由なく障害者の申込みを拒む。

<合理的配慮の提供>
⇒ 本人の意向を確認しながら店員が代筆する。

<環境の整備>
⇒ 申込手続における適切な代筆の仕方について店員研修を行う。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、

社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応

じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるような体制の整備を図るものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項
2 不当な差別的取扱い

（1）不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

イ したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差

<p>別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。</p> <p>（2）正当な理由の判断の視点</p> <p>正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。行政機関等及び事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に</p>	<p>判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。</p> <p>3 合理的配慮</p> <p>（1）合理的配慮の基本的な考え方</p> <p>ア 権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。</p> <p>法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必</p>	<p>要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。</p> <p>合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来</p>
<p>の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。</p> <p>イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「（2）過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。</p> <p>現時点における一例としては、</p>	<p>・車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮</p> <p>・筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮</p> <p>・障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更などが挙げられる。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。</p> <p>内閣府及び関係行政機関は、今後、合理的配慮の具体例を蓄積し、広く国民に提供するものとする。</p> <p>なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的な</p>	<p>コストの削減・効率化につながる点は重要である。</p> <p>ウ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。</p> <p>また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。</p> <p>なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっ</p>

ても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

工 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備(「第5」において後述)を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要であ

る。

(2) 過重な負担の基本的な考え方
過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

第5 その他障害を理由とする差別

の解消の推進に関する施策に関する重要事項

1 環境の整備

法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置(いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等)については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。新しい技術開発が環境の整備に係る投資負担の軽減をもたらすこともあることから、技術進歩の動向を踏まえた取組が期待される。また、環境の整備には、ハード面のみならず、職員に対する研修等のソフ

ト面の対応も含まれることが重要である。

障害者差別の解消のための取組は、このような環境の整備を行うための施策と連携しながら進められることが重要であり、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等、環境の整備の施策を着実に進めることが必要である。



シネマ「#自閉症」～この春公開の映画2作品

②「跳びはねる理由」

～原作・東田直樹「自閉症の僕が跳びはねる理由」

会話のできない自閉症という障害を抱える作家・東田直樹が13歳の時に執筆し、世界30カ国以上で出版されたエッセイ「自閉症の僕が跳びはねる理由」をもとにしたドキュメンタリー。世界各地の5人の自閉症の少年少女たちの姿やその家族たちの証言を通して、自閉症と呼ばれる彼らの世界が、普通と言われる人たちとどのように異なっているのかを明らかにしていく。そして、自閉症者の内面がその行動にどのような影響を与えるかを、映像や音響を駆使して再現。彼らが見て、感じている世界を疑似体験しているかのような映像表現を紡ぎ、「普通とは何か?」という抽象的な疑問を多角的にひも解いていく。

2020年製作/82分/イギリス

原題: The Reason I Jump

配給: KADOKAWA

発行人: 関西障害者定期刊行物協会

住所: 〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人: 奈良県自閉症協会

定価: 100円